

大岡昇平手稿「俘虜記」の考察

——僚友・「私のプライド」・俘虜の〈恥〉——

花崎 育代

—

大岡昇平（明治四二（一九〇九）—昭和六三（一九八八）の自筆資料の多くは、現在、神奈川県近代文学館（神奈川県横浜市の）に所蔵されている。筆者（花崎）は平成二十一年度より四年計画での科研費を含め、これら自筆資料を調査している。著作権継承者である遺族より、原稿草稿等の出版は認められていないため、影印の掲載や全文の翻刻はかなわないが、撮影による詳細な調査については許可を受けたため、細部の考察が可能となった。

大岡は周知の通り改稿の多い作家であり、さまざまな作品において初出以降の加筆訂正を繰り返した。本稿は、もともとよく知られた形態として、のちに（合本）『俘虜記』（昭27・12、創元社、全十三章）の冒頭の章に、改題して「捉まるまで」となる『俘虜記』（初出『文学界』昭和二三年二月号）について、筆者がこれまで初出以降の改稿過程をも含め行ってきた考究（以下該当

論考は注記する）に原稿段階をも加えることで、初発の問題意識ともいべきものから原稿の成立をも含んだ、現行テキスト生成過程を考えるものである。

なお日本近代文学研究におけるテキスト生成過程の研究として、フランス文学における生成研究を応用した松澤和宏氏の夏目漱石に関する研究（松澤『生成論の探究 テキスト 草稿 エクリチュール』所収、名古屋大学出版会、平15・6）、芥川龍之介に関してブルースト研究を応用した故・吉田城氏の研究（吉田『小説の深層をめぐる旅 ブルーストと芥川龍之介』所収、岩波書店、平19・3）の他、『新』校本 宮澤賢治全集（筑摩書房）の栗原敦氏・杉浦静氏、堀辰雄に関する渡部麻美氏（『流動するテキスト 堀辰雄』、翰林書房、平20・11）、樋口一葉に関する戸松泉氏（戸松『複数のテキストへ 樋口一葉と草稿研究』、翰林書房、平22・3）などの成果がある。また井伏鱒二についての前田貞昭氏の一連の研究（新しいものでは「井伏鱒二」兼行寺の池）本文推移「覧」、『兵庫教育大学 近代文学雑誌』23、平24・

2など)も注目すべきものである。この研究はむしろ原稿草稿類の保存状態や著作権の問題などの条件によって制約されるものである。本稿はそうしたなかで大岡文学について現時点で可能な研究を行おうとするものである。

また本稿では、手稿の検討の中であわせて、こうした公刊以前の改訂の問題を考える。すなわち、削除という現象面の同一性から、書き手自身の問題とは全く異なり、外部による強制の問題ではあるが、「俘虜記」の時期に存在したGHQによる検閲―削除の問題をも考え、検閲が招来するであろう自己規制も視野に入れて、活字資料とその周辺の問題をどう検討すべきかの考察の一步ともしたい。ただし考察結果は、もちろんあくまでこの「俘虜記」連作の個別具体的場合からの限定的なものである。

二

「俘虜記」(改題「捉まるまで」)の原稿は、現在、先述の神奈川近代文学館が所蔵している。

所蔵は全九五枚。河出書房二〇×二〇、A4大の四百字詰横書き用原稿用紙を左九十度回転させたかたちをとり、縦書で使用されている。用紙右側欄外に「96」までのナンバールがうたれているが、「83」は存在していない。同右所蔵館によれば、同館に収蔵された際にはすでになかったものという。大岡における「俘虜」意識の持続についてはかつて論じたことがあるが、この観点から

見た場合に、「83」の欠落部分は大いに気になる部分ではある。もつとも、偶然失われた可能性も高い事態について、自身の関心があるからと言って過大な意味づけを行うことは、研究にとつては好ましいことではないであろう。重要な部分こそが失われている、といったような思い込みによるバイアスは慎重に避けるべきである。

しかしこれから述べるようにこの欠落部分は、活字になった初出以降現行までの、俘虜になった時点における降服したのか捉まったのかといった叙述部分に相当する。大岡における俘虜の問題を考えるにやはり重要な部分だと言える。そこで、該当箇所として、失われた「83」とその前後である原稿ナンバー「82」から「84」までに該当する初出と、残された原稿(「82」「84」と、から考えてみよう。やや長くなるが引用してみる。

*

・初出(『文学界』昭和十三年二月分の該当箇所)

(同右誌二七頁二三行―二八頁九行途中。／は改行を示す。網掛け部分は原稿欠落部分「83」に相当する箇所)

私が銃を横におき、右足に靴を穿くかはりに左足の靴もとつて再び横になつた時、日は可成高く昇つてあつた様な気がする。この間私は極めて緩慢に考へ、行つてゐた様である。／渴きはやはりあつたらう。が、それについて何の記憶もな／私には眠つたのだらうか、それとも所謂人事不省に陥つ

たのだらうか。これも明らかでない。腰に連続する衝撃を感じながら私は次第に意識を取戻しつゝ、あつた。そしてやつとそれが私を蹴りつゝ、ある靴であると感ずることが出来た瞬間、片腕を強くつかまれて、完全に我に返つた。／＼一人の米兵が私の右腕をとり、他の一人が銃口を近く差向けてゐた。彼は「動くな。お前は私の俘虜だ」といつた。／＼我々は見合つた。一瞬が過ぎた。そして私は彼が私に抵抗する意志がないことを了解したことを了解した。／＼俘虜収容所で私はよく米兵から「君は降服したのか、捉つたのか」ときかれた。〔彼等は日本人が降服するより死を選ぶといふ伝説を確かめたかつたのであらう〕私はいつも昂然として「捉つたのだ」と答へるを常とした。／＼彼等はまたきいた。「君は我々が俘虜を殺すと思つてゐたか」私は答へた「私はそんな軍部の宣伝を信じるほど馬鹿ではない」「そんなら何故降服しなかつたのか」「名譽の感情からである。私は降服について別に偏見を持つてゐないが、しかし敵の前に座することは、私の個人的プライドが許さない」。／＼しかし囚人の自尊心が私を知つた今、よく考へて見れば、私はこの銃を向けられた時進んで抵抗を放棄したのであるから、やはり「降服」してゐたのである。白旗を掲げて敵陣に赴くのと、包圍されて武器を捨てると、その間程度の差にすぎない。／＼一人の米兵は私の銃と帯剣を持ち、他の一人は私の体から銃口を離さなかつた。そして「立つて歩け」といつた。／＼我々は昨日私の上つて来

た道を下りて行つた。私は木から木へ捉まりながら歩いて行つたが、川原へ降りると捉まるものがなく、膝を突いた。米兵の一人が私の腋に手を入れて支へてくれた。／＼昨日私が最初この谷へ下りた地点へ来た。友軍の鉄兜、飯盒、米を炊きかけの釜、破壊されたガスマスク、その他あらゆるがらくたがそこにあつた。血は流れてゐなかつたが、私はこゝで僚友が多く死んだことを疑はなかつた。私は軍曹の一人が大切に保温し熟せしめてゐたバナナが散乱してゐるのを見て、胸を衝かれた。／＼中隊本部の小屋まで上りは苦しかった。小屋

*

原稿「82」「84」

(一)行二〇字で示す。欄外表記の／＼は改行。■は判読不能。

82

私が銃を横にをき、右足に靴を穿くかはりに左足の靴もとつて■再び横になつた時、日は可成昇つてゐた様な気がする。この間私は非常に緩慢に考へ、行つてゐた様である。

渴きはやはり■あつたらう。が、私はそれについて何の記憶もない。

私は眠つたのだらうか。それとも所謂人事不省に■陥つたのだらうか。これも明らかで

ない。腰に連続する衝撃を感じながら私は次第に意識を恢復しつゝあつた。そしてそれが靴で私を蹴りつゝある靴であり、遂に僚友が私を発見したのみなと一瞬、欲害を感じた瞬間、片腕を強くつかまれて、完全に我に返つた。

一人の米兵が私の右腕をとり、他の一人が銃口を近く差向けてゐた。彼は、「動くな。お前は私の俘虜だ」といつた。

我々は見合つた。一瞬が過ぎた。そして私は彼が私に抵抗する意志がないことを了解したことを了解した。

① ……「82」上部欄外「である■感した」「であると認めるとが出来た」

「83」欠

「84」

しかし四人の自尊心が去つた今、よく考へて見れば、私はこの銃を向けられた時抵抗を放棄したのであるから、やはり「降服」してゐたのである。この時私のサイドをどう扱

わかは全くこの米兵軍の手中にあつた。

一人の米兵は私の銃と帯剣を持ち、他の一人は私の体から銃口を離さなかつた。そして「立つて起け」といつた。

私は靴を穿き立上つたが、踏出し難かつた。「歩けない」といつた。彼等は「単に「歩け歩け」といつた。

我々は前日私の上つて来た道を下りて行つた。私は木から木へはつて行つたが、川原へ降りると捉まるものがなく、膝を突いた。一人が私の腋に手を入れて支へてくれた。

昨日私が最初にこの谷へ下りた地点へ来た。友軍の鉄兜、飯盒、米を炊きかけの釜、ガスマスク、あらゆるがらくたがそこにあつた。

④ 血は流れてゐなかつたが、私はこゝで僚友が中隊本部の小屋まで上りは辛かつた。小屋

② ……「84」右欄外吹出し

「進んで白旗を掲げて敵陣に赴くと、敵は包囲されて■武器を捨てて抵抗を放棄するのと、武器的には程度の差にすぎない。」

〔☆…原稿綴紐用として鑽孔機で凹形に穴が開けられており、用紙ごと欠落〕花崎注〕

③ ……「84」左欄外吹出し

「多く死んだことを疑はなかつた。私は先任軍曹が大切に保存し熟せしめ木バナナが散乱してゐるのを見て、胸を突かれた。」

④ ……「84」左上欄外

「射たれたことを疑はなかつた」

三

欠落部分「83」が、前後の「82」「84」と同じような文字の配分で書かれていたとすれば、初出誌に活字として現れた分量がやや少ない、ということは見えての通り事実である。しかし単に白紙部分を多くとつて「84」へと改頁したのか、あるいは種々書き記したのちに削除したという類のものなのか、「83」が失われて以後再発見されていない現時点においては不明であり、これ以上の詮索は無意味であろう。ただし、欠落が偶然であるにせよ、単に余白が多かつたにせよ、「83」を含む「82」から「84」のあたり箇所においては、大岡がながく拘つた俘虜、そのなり方に関わる、捉まつたのか降服したのか——そして連作の冒頭に置かれた時の改題したタイトルは「捉まるまで」なのであるが——について、重要な記述と削除が少なくとも二箇所指摘できよう。

一箇所目として掲げ得るのは手稿「82」の一〇―一四行目の部分である。

ここでは意識を取り戻しなしいは恢復しつつかつた「私」は「私を蹴りつつある靴」を認識した、と書かれている。初出以降ではそのあとに、「靴であると感じることが出来た瞬間」に「片腕を強くつかまれて」「完全に我に返る」として句点で一区切りした後改行して「一人の米兵が」とある。読者が、靴による腰を蹴る行為が米軍米兵によるものだという以外のことを読み取ることとは困難である。

しかし原稿における記述「削除の部分を見ると、そこには、その腰を蹴る行為が、「僚友」によるものであり、「私」は「遂に」「僚友」に「発見」されたのかなと「一瞬」ではあるが「喜んでゐる、と書かれているのである。

初出以降の本文に比して感情表現が激しすぎる本文ではあり、単純にそれゆえ削除したということはできるかもしれない。しかし単なる「感情表現」といつてすませられないこの本文の存在は、書き手が「私」に、俘虜になる直前、ぎりぎりの段階に至るまでも僚友の存在をプラスの価値をもつて強く意識に上らせていたことを示している。このことは「俘虜記」のなかで、米兵の青年を射たなかつた「私」が、「この青年を「助けた」といふ「美行」の陶醉」とともに「僚友の負担を増したことに気がついて」「辛く感じる、という記述をよく説明する。自」の「美行」の陶醉」に「苦い味」を味わわせるというのが、含羞のようなものみでもなく、ましてや、よくいわれてきた大岡文学のシニズムによるものではないことが、結果的に削除されたものの当初は存

在した「僚友」に「発見」されたことを「喜」ぶと記したところから傍証されるのである。⁶⁾

そればかりではない。「レイテ戦記」での俘虜の描き方、芸術院会員辞退における俘虜の経験があるのでという理由や、未完の遺稿となった『埋港攘夷始末』における俘虜への注視、といった、作家としての最終地点に至るまで、生き残った者としての俘虜、に拘泥し続ける大岡をも考えさせる。

(もつとも、筆者はいわゆる虚心坦懐にこの原稿に接したわけではない。「俘虜記」手稿は公開されている資料であるから、筆者が「勝手に」読みを捏造することはできないにせよ、とくにこの削除部分が、僚友的存在に着目して考えた「(恐怖)」と呼びたくない情念⁹⁾などの自説に、背反しないばかりか整合的な読解を可能としているだけに、こうした公刊以前の資料にあたる場合に、自説に有利なようにバイアスをかけて手稿精査を行っていないか、といった留意点をいっそう認識させられる。)

しかしいずれにしてもこの部分は削除された。書き手ではない読者側からとなるのではあるがこの問題を考えてみる。

きわめて表層的に言えば、「僚友」だと思つたら「米兵」だった、というのでは、その落差がドラマティックに過ぎてその分軽薄でセンチメンタルな展開となるであろうことを避けたからといふことが考えられる。

そして「俘虜記」は、「絶望的な戦ひ」に対し、そこまで「引

ずりこんだ軍部」という組織と一個人とを対置するのは「滑稽」であるとしつつも、つまりは「彼等を阻止すべく何事も賭さなかつた」「一介の無力な市民」が、「死」に直面し、昏倒中を俘虜となり、「不定の未来まで延ばされた」生を実感するまでを描いている小説である。「何事も賭さなかつた」存在である「中年の兵士」が「僚友」に多かつた状況を描いてきたところに、まさにその「僚友」を顕在化させれば、やはり感傷的な文章、作品とさせてしまふであろう。削除されたのは、短絡的感傷に陥らせることを避けようとする意志が働いていたゆえとみるべきであろう。

そもそもちろんGHQ検閲の問題も無視はできない。大岡が時に語っていたように、たとえば当該原稿の二枚目十四行目には「敵襲」という表現を「米軍の襲撃」と改めた(初出誌五頁一行目)跡がある。対峙する「敵」ではなく存在としてより客観的な「米軍」としたのである。これと同様に、第一の削除箇所についても、米軍のまさに「敵」であるところの「私」の「僚友」に見つけてもらったと「喜」んだ、などは憚られた、ということも考えられなくはない。大岡の「俘虜記」に関しては、原稿執筆の後、吉田満「戦艦大和ノ最期」の「創元」への掲載が困難になつたとの情報を得て慎重になつていた¹²⁾ことも談話として残されている。

ただしこれは後述する手稿における二箇所目の重要な削除部分の問題ともかかわるのだが、そして個別具体的には今回の手稿精査ともかかわるのだが、作品は、よく読めば、ある範囲の中で

読みを読者に求めてくる、という当然と言えば当然のことは確認しておくべきであろう。すなわち、検閲による読み的大幅な改変を迫る削除（そして読みに重要な変更を要求する、原稿の新発見）もありうるものの、²そうではない場合³もまた存在するということがある。大岡『俘虜記』における検閲についてはこの二箇所目の検討部分で言及する。そして誤解なきよう予め記しておくれば、もちろん、⁴そうではない場合⁵の存在であつても、精読調査、精査によつて明らかになるのであるから、これを行わなくてよいということではないのはいうまでもない。

「俘虜記」の「僚友」による「蹴りつつある」「靴」云々削除の問題に話を戻し、削除の結果どうなつたかという観点から考えれば、如上のように削除によつて「僚友」記述を後退させたことは、そのことによつて合本に至る『俘虜記』全体を支えていく支点とすべきものを確定させていったのだと言えるだろう。すなわち支点とすべきものは、そうした「何事も賭さなかつた」「私」のごとき「自分」、その「自分と同じ原因によつて死ぬ人間に同情しないという非情」〔昭25・10〕。「八月十日」〔昭25・3〕にも同様の一節⁶である。この支軸によつて、原爆被災者の「広島市民」も、自身と同列のものとされていく。死者へのいわば鎮魂的感情は、「八月十日」の章、戦争継続により原爆投下に至らした「軍部を憎」む、いわば思弁の展開とは別枠の「生物学的感情」によつてのみ記され得る、という論理構造をもつていく。「帰還」の章でも、帰還途上の船中で死んだ元兵士⁷

俘虜に対して同じ「非情」が適用されていく。「私」は水葬に立ち会わなかつた、と記され、「私」の死者への感情は、水葬後に甲板に出て水面を眺め「死者は既に沈んだと見え」「何も見えない」と記すことでのみわずかに表明され、「非情」の論理を貫徹させていくのである。「僚友」記述を後退させたことで、「非情」の論理と別枠による鎮魂的心情の表出が可能となつたといえるのである。

四

次に二箇所目、「84」一―五行を検討してみる。

しかし囚人の自尊心が私を去つた今、よく考へて見れば、私はこの銃を向けられた時進んで抵抗を放棄したのであるから、やはり「降服」してゐたのである。

先に記したように、この部分に続けて書かれた以下の一文が抹消されている。

この時以後私のプライドをどう扱ふかは全くこの米兵米軍の手中にあつた。

「私のプライド」の文字は、失われている「83」の原稿におそ

らく存在していて初出誌に反映された「私の個人的プライド」と呼応するものと考えられる。すなわちこの部分は「四人の自尊心」を問題にした部分に直結している。「私」が、俘虜収容所で米兵からしばしば問われた「降服したのか、捉つたのか」という問いに「名譽の感情から」「捉つたのだ」と応じ、「敵の前に座することは、私の個人的プライドが許さない」と答えていた場面に直結する部分である。

初出以降現行はこの「私のプライド」云々に替って、原稿右欄外吹出し²⁾に記されているように、昏倒中「包囲されて武器を捨て」た行為が、「白旗を掲げて敵陣に赴く」のとは「程度の差」の問題で、決定的な差異ではなく同様だと記す一文に変更されている。

「捉まるまで」と改題される一篇において、自らが「降服」ではなく「捉つたのだ」と明言したことを記す部分にあらわれる「私のプライド」の問題がきわめて重要であったことは疑いをいれない。「降服」だということは「よく考へてみれば」と、「私」を冷静に説得させるフレーズののちにしか出現させ得ないものだったのである。

「三」節で検討した一箇所目の削除部分において言及しておいたように、もちろんGHQの検閲の問題も認識の裡にあったはずである。「降服」といながら依然としてなおも「私のプライド」に拘り続け、重ねて述べて、「プライド」は相對する敵としての「米兵米軍」の「手中」に存在すると続けるのは挑発的だともい

えよう。このような検閲への配慮といった観点は、検閲によってじつさに削除された部分を大岡の『俘虜記』連作から確認してみること为首肯できる。連作の第二作「サンホセ野戦病院」(初出『中央公論』昭和二三年四月号)のGHQによる検閲の調査で判明した削除部分をみておく。

すでに公開されているメリーランド大学図書館ゴードン・W・ブランゲ文庫所蔵の戦後占領下検閲雑誌の中、同右『中央公論』所収の「サンホセ野戦病院」検閲状況は夙に雄松堂書店からマイクロフィルム版が出された他、近年、岩波書店から活字化もされ、安藤宏「解説」、立尾真士「解題」が附せられている³⁾。この検閲資料に明らかのように、「サンホセ野戦病院」には二箇所の削除部分が存在する。

一つ目は、俘虜となり野戦病院に入った「私」が、遠く離れたベッドにいた入院中の米兵から「ヘーイ、トージョー」と声をかけられた直後の部分である。公刊された初出誌は「私は激しい怒りを感じた。その名は私の最も憎む名であり、私は無論私がその名で呼ばれることを欲しない。しかしこの時私を怒らせたのはその点にはなかつた。」と記され、「私は聞えないふりをして黙つてゐた」と続くが、この文言の前、「私」を「怒らせたのはその点にはなかつた。」の直後に削除された次の文章が存在していた。

いかに愚劣なる人物とはいへ、これは私が祖国を指導することを黙認した人物であつた。その人物の名をもつて一兵卒

たる私を呼ぶことは、単にわが国家に対する侮辱であるのみならず、私個人に対しても甚だしい侮辱であると思はれた。

削除すべき理由として検閲官のメモには、この箇所が「implies a praise of TOJO and has a smack of ultra-nationalistic」すなわち「東条賛美」を示唆し「超国家主義風である」と記されている^{補註}。

龐大な検閲作業の中で「トージョー」への「侮辱」と短絡すれば、これを削除する理由はわかりやすいと言える。しかし、前後の文脈の中で読めば、眼目すなわち「激しい怒り」の因とは、「わが国家」のみならぬ「私個人に対して」の「甚だしい侮辱」であることは明らかであろう。

この本文の直後には、削除対象とならなかった次の一節が置かれている。

彼等はまた訊いた。「何故君達は我々のバターンの傷兵を虐待したのか」と。私はそのころ報道班員として比島にあた友人から「死の行進」について聞いてゐた。私は返辞に窮した。「それは軍部のしたことである」といふは易かつたが、私がさつき「トージョー」と呼ばれて個人的侮辱を感じたのと同じ理由によつて、この私の黙認した組織の指導によつて行はれた行為の責任を、その組織にのみ負はせるのは卑怯であると思はれた。

この文脈の中で読んでいけば、削除された「トージョー」以下の文言の意味は明らかであろう。削除されなかつた部分にも明らかなように、「私」がその組織を「黙認」してしまつた結果として兵士―俘虜のなりゆきがある。そしてその指導者として「トージョー」がいる。自己の「黙認」は免責され得ない。その責任逃れは「卑怯」なのであり、それは裏を返せば「侮辱」となるのである。

このことは連作中の「サンホセ野戦病院」の前作かつ本稿で検討中の連作第一作の「俘虜記」で「私」が前提としていた事項からも傍証できる。すなわち「これまで彼等を阻止すべく何事も賭さなかつた以上、今更彼等によつて与へられた運命に抗議する権利はない」(「俘虜記」)。そのうえで考えていけば、眼目は、自ら「憎み」つつも「黙認」してしまつたその名で貶められる自己の属する国と「私」自身、そしてそれに応ずる「私」自身の心情、ということであろう。削除理由は表層的には「東条賛美」であり、先述のように、たしかにこだけ読めばなるほどそのように読むことも不可能ではない。しかし、作品全体を考えていけば、論点はやはり俘虜として生きる個人の問題として考ええるという、「私」個人のいわば尊厳の問題なのである。大岡は連作の『俘虜記』「生きてゐる俘虜」(昭24・3)で次のように記している。(改稿のある部分であるが、最終形としての筑摩版全集本文で引用しておく。)

彼等はその兵士としての自由（つまり戦う自由）を代償として生命の保障を得た。彼等は兵士の自由を失うと共に、その義務を免ぜられて、自由なる個人となった。しかしその個人は幽せられている。

問題が個人の生に存在することは明らかであろう。

「サンホセ野戦病院」における検閲による二つ目の削除部分は護衛の米兵に「私」が「君は戦争が好きか」と問い、その米兵が答えた直後の部分である。「彼は「嫌ひだ。しかし、私は戦ふことが出来る」といつて銃を上げて狙ふ姿勢を示した」。初出以降ではこのあと、この兵士に対しこの後自分はどうなるのかという別の問いが続いているが、その問いの前、米兵に戦うことが出来ると言われ、狙う姿勢を示されたと書かれた直後に、次の削除された一文が存在していた。

私は数日前いかに私自身正当と信じる理由があつたにせよ、自分が眼の前に現はれた米兵を射たなかつたことを思ひ、一種の恥づかしさを感じないわけに行かなかつた。

「サンホセ野戦病院」の冒頭近くには、既に左のように、教えられた類の「恥」と全く同一ではない戦中の俘虜としての「奇怪」さ、「あるまじき」存在であると考え「私」の感情が記されていた。

私は俘虜となることを、日本の軍人の教へるほど恥づべきものとは思つてゐなかつた。「中略」しかし、今現に自分が俘虜になつて見ると、同胞がなほ生命を賭して戦ひつつある時、自分のみ安閑として敵中に生を貪るのは、いかにも奇怪な、あるまじきことと思はれた。

検閲による削除部分が解明されたことで、初出以降のこの文章の意味するところがより鮮明になったことはたしかである。「三」で述べたように、この解明によつて、戦っている僚友の一方で、「安閑」としている「あるまじき」自分を対比させつつ「恥」に注視していく記述はよりくつきりとしてくる。

このように、この場合には、検閲による削除部分は、「俘虜記」において原稿段階で書き手の意思によつて削除された「私のプライド」云々の一文が解明し得るものと、（外的内的の差は大きいものの）作品の基調のレベルでは同様に、読みの百八十度の改変を迫るといふ類のものではないといえる。もちろん、繰り返すが、これは検閲―削除文書や、自発的削除としての原稿を精査するといった検討の必要性を否定するものではない。そして、この場合には、検閲部分の解明と原稿の精査によつて、「私」を俘虜の「恥」に拘泥させていく、というベクトルは、よりくつきりしてくるのである。

大岡昇平『俘虜記』において、戦争の囚人たる俘虜という立場

がどう受け止められていたか、とりわけ「恥」、といった感情について「私」はどうなのか、他の俘虜たちの場合はいかなるものだと観察していたのか、についてはかつて論じたことがあるので、ここでは詳述はしない。しかし大岡がここで記した「恥」が、「戦陣訓」で喧伝された類のものに限られないことは明らかであることだけは確認しておきたい。

『俘虜記』「新しき俘虜と古き俘虜」（昭25・9）の冒頭には次の一説がおかれている。

旧日本兵が一般に「生キテ虜囚ノ辱シメヲ受ケズ」という戦陣訓に忠実であったのは、ただ欺されていたからだと考えられている。しかし人間は死のような重大な問題について、そう欺され通せるものではない。もし人が人の前に屈するということが自体、個人的屈辱と感じられないならば、こういう観念が遵守されるはずがない。

あくまで「人が人の前に屈する」ことの「個人的屈辱」と、「私のプライド」に焦点は当てられている。

『俘虜記』（改題「捉まるまで」）に話を戻せば、しかし、この作品においては「私のプライド」を含む一文は削除された。

これは文章技術的には、直近に「私の個人的プライド」があり、冗漫になることを避けた、ということとはまず言えよう。また第一の箇所について検討した時と同様に、GHQ検閲への配慮も全く

なかったとは言えないだろう。

それでも、前後の文脈から考えていけば、まさに自己の心中の問題、しかも「プライド」「自尊心」を問題にしている場面において、その「プライド」の扱いが「米兵米軍の手中にある」という、他者に委ねきった表現こそが、むしろ「私のプライド」は「許さない」ということでもあったと読み得る。さらにいえば「私のプライド」を反復させずに、「考えてみれば」「降服」だとしていった、まさにそのような削除と加筆を行ったからこそ、俘虜の「プライド」と「恥」の問題がこの場では解決しきれない問題として作品において焦点化されていたとみることができるのである。

みてきたように、「俘虜記」の原稿には、「僚友」記述を後退させ、「私のプライド」の反復を避けさせたことが痕跡として示されている。手稿段階の問題としての「俘虜記」は、「僚友」の存在や「私のプライド」の問題がいかに大きかったのかを伝えている。それとともに、この原稿は、冗漫さや感傷性を削除、排除し、「自分と同じ原因によって死ぬ人間に同情しない」という非情」といった論理の通りをよくした初出以降の現行本文が、一方で「僚友」や「私のプライド」を傍らに置きつつ、そのことば自体でなくそれが何であるのかということ自体を追究したものであることをよくさしめしてくれているといえるのである。

注

(1) 拙稿「大岡昇平『俘虜記』——「恐怖」と呼びたくない情念」(『国文目白』31、平3・11。平15・10、双文社出版、拙著『大岡昇平研究』所収)、「『俘虜記』における《恥》の意味」(平5・8、河出書房新社『近代の文学 井上百合子先生記念論集』。同前拙著所収)、「大岡昇平—俘虜としての戦中戦後—」(『国語と国文学』83(11)、平18・11)等。

(2) ここでは初出とそれ以前の問題を検討するので煩瑣を避けるためにも初出のみ掲げておく。なお活字化された『俘虜記』の異同を調査したものに、発表時点までのものではあるが金川正治「『俘虜記』(『捉まるまで』)の校異表」(『日本文学論叢』昭59・12)がある。

(3) 単行以下句点「。」あり。

(4) 単行以降「去つた」。

(5) 奥野健男「大岡昇平論——シニズムの文学」(『文学』昭29・1)

(6) さらに、この捉まる直前での「僚友」既述の存在は、何を「恐怖」と記し得、なにを「恐怖」と記し得なかったか、という問題をも顕在化させる。この点についてはすでに論じたことがある(同注(1)拙稿、ただし「大岡昇平『俘虜記』——「恐怖」と呼びたくない情念——)のでその詳細を記すことは行わないが、すなわち米兵をまさに射たん

としたときの感情を、「一人」でありながら僚友的存在の擦過をもわざわざ記述した上で、「敢へてさう呼ばうとは欲しない一つの情念」(即ち恐怖)と記して、「恐怖」とダイレクトに言い切ることを回避した表現を採用していることの意味である。僚友的存在の擦過の記述とはこうである。大岡は、無駄な動作をしないはずの兵士(ここでは米兵の青年)が、「私」が考えるに何う必要のない方向を「うかゞふ様に見た」ことで、「うかゞふ様に見るに値する危険」(「私」にとつての僚友的存在の「潜む可能性」を「私」が認識し得たこと)の記述と考えられるからである。引用しておく。「頭を下げて谷の向ふの僚友の前方を斜めにかゞふ様に見た(この時彼がかゞふはねばならなかつたのは、明らかに彼自身の前方であつた!)」。「彼自身の前方」すなわち「私」の潜む方向である。さらに作品生成段階をたどつてゆくと、初出での「！」という強調は以後削除される。この感嘆符の削除は、(煩瑣になるため評述や論証抜きに言えば)感傷を排す全体のトーンとの齟齬を避けるためであろう。そして「僚友の前方」は、「！」削除によって「彼自身の前方」に対し相対的に浮上すると考えられる。

このように大岡は「俘虜記」において「恐怖」を書かなかつたわけではない。そして原稿には記しながらも削除し、単行以降最終稿まで存在した一文が、手榴弾で自死を

試みた場面での「恐怖」の明記である。原稿「79」一〇〇、
一行に、初出誌にある手榴弾の「突起を見てわづかに戦
慄した。」に続けて、削除部分「従軍中私の／感じた唯一
の意識された恐怖である。」が存在する。この部分は単行
で復活、「これがこの一昼夜に私の意識した唯一の恐怖で
ある。」、最終稿でもこの初収録と同一の本文であり、「意
識した」の文言を傍点で強調して最後まで保持され続け
た。このことは「意識した」と強調することのない「恐
怖」「つまり」「さう呼ばうとは欲しない」「恐怖」を顕在化
させる方法であった。「もし僚友が一人でも隣にあたら、
私は私自身の生命の如何に拘らず、猶予なく射つてゐたら
う。」（初出誌一七頁二三行。原稿「47」一五―一七行）と
あるように、僚友的存在が意識の上を擦過したといえる状
況における「私」を記すのに、「美行」の陶醉をたちま
ちに「辛」くさせた「苦い味」に対する「万能の口実」と
しての「死」が俘虜となることで潰えた執筆時において、
兵士としてあるべきではなかった「恐怖」は、明示的には
書きえなかつたのである。

(7)「自分には過去に捕虜の経験があり、このような国家的
榮譽を受ける気持ちにはなれない」（『日本経済新聞』）
、「……戦わないで捕虜になったのだから、はずかしくて天
皇陛下の前に出られないんです、ね」（『朝日新聞』）、い
ずれも談話（昭46・11・28）。

(8) 同注(1) 拙稿、ただし「大岡昇平―俘虜としての戦
中戦後」。

(9) 同注(1) 拙稿「大岡昇平『俘虜記』―『恐怖』と呼
びたくない情念」。

(10) 「我々は大部分私の様な三十を越した中年の兵士であ
り」（『俘虜記』初出、原稿「6」）。

(11) 「当時はまだ米兵を敵と書くことは許されず」（『大岡昇
平―作家に聴く』、昭28・5）。

(12) 「創元」は、創刊号に、例の吉田満の『戦艦大和の最
期』を載せることになっていたが、占領軍の検閲で禁めら
れてしまった。僕の『俘虜記』引用者注も戦争物で、
米兵が出て来るから、やはり駄目だろうという話だった。
そうなるとなかなかのせる雑誌がなく、やっと二十三年二
月号の『文学界』に出た（『大岡昇平 作家に聴く』、昭
28・5）。同様の発言に大岡「『俘虜記』」（『語りおろし
シリーズ 戦争』（昭45・12、大光社刊。昭53・10、九藝
出版復刊。平19・7、岩波現代文庫再刊。）所収）、埴谷雄
高との対談「戦後文学誕生のころ―二つの同時代史」、昭
57・12、同右対談「近代文学」の創刊と第一次戦後派―
二つの同時代史」、昭58・1）などがある。

(13) 注(4)に記したとおり、初出誌は「知つた」。原稿本
文、以後のテキスト表記が「去つた」。

(14) マイクロ資料はメリーランド図書館編『占領軍検閲雑

誌：昭和20、24年」（昭57、雄松堂書店）、活字化は山本武利編集代表『古蹟期雑誌資料大系 文学編Ⅲ』（平22・3、岩波書店）。

（15）同注（1）拙稿、ただし『俘虜記』における（恥）の意味」。

補記

この削除部分は、初出から約四年後にやや修正されて復活している。初収録単行本（『俘虜記』、昭23・12）、現在の流布本である新潮文庫（昭42・8）、初収録単行本を底本とした白選全集『大岡昇平集 1』（岩波書店、昭58・1）、この白選全集を底本にした『大岡昇平全集 2』（筑摩書房、平6・10）には存在しないが、次の本に存在するものである。すなわち流布本の新潮文庫版のもととなっている章構成を持つ（合本）『俘虜記』（昭27・12）、および基本的にこれを底本とした最初の全集『大岡昇平全集 第一巻』（中央公論社、昭48・10）である。（合本）版で引用しておく（中央公論社版全集も新たな表記の他は同文）。「東条は兎も角我々日本人が戦争の指導を委せた男である。そして私はそのため異国の野に無意味に死ぬことまで承知したのである。私はその名が我々の払った犠牲の大きさに相当した尊敬をもつて遇されるのを欲してゐた。私のやうな一介の兵士にかぶせて貰ひたくなかつた」。

なお、合本の刊行は日米安全保障条約と同時に締結されたサンフランシスコ講和条約発効（昭和二十七年四月）後である。石本文が初出時削除本文に比べて、さらに勢いが、つまり独立国となった勢いのようなものが、反映されていないと言えまい。—そして大岡は、最初の中央公論社版全集にこの一文を入れながら、二度目の、すなわち生前最後の岩波書店版全集では外していた。

外した理由は検討に値する問題ではある。大岡自身は『俘虜記』底本に合本を採用しなかつた理由を「時代の息吹き、筆者自身の切迫した気持を反映したスタイル、つまり漢文調を残すため」（『大岡昇平集 1』「作者の言葉」と述べているが、GHQによる検閲の痕跡をも「時代の息吹き」という言葉に籠めて考えていたのであろうか。全集が岩波版だけならば削除以前本文の「痕跡」は残りにくい、中央公論社版で合本文を採用している以上、全集だけを比較するだけでも初出当時の「時代の息吹き」は確認できようからである。ただしむしろ全集を比較するような研究的読者は初出初版に戻るであろうから、全集で合本を採用しなかつた理由のなかに「痕跡」を残すため、という要素があつたという考え方は少し採りにくいともいえる。あるいは松元寛『小説家 大岡昇平—敗戦という十字架を背負って—』（平6・10、東京創元社）が、大岡の現代かなづかい採用に際しての発言を指摘しような「敗戦の結果背負わされた十字架」（二）国語審議会

の連中は、昭36・7」という認識をいまいちど前景化させたものなのであろうか。―本稿は原稿を確認していない「サンホセ野戦病院」についての考察を行う場所ではないので補記にとどめるが、全集本文の問題―最新の筑摩書房版は大岡生前最終書込みまでを採用している―も含め、さらに考究すべく指摘しておく。

附記

特記しない限り括弧内の年月日は初出発表時、また大岡昇平の著作からの引用は『大岡昇平全集』全二三巻別巻一（平6・10）平15・8、筑摩書房）に拠っている。なお旧字は新字にあらためた。

本稿は文部科学省科学技術研究費補助金採択課題「大岡昇平文学の基礎的および総合的研究―構想ノート・草稿類を含む―」（基盤研究C、研究課題番号21520217、代表花崎育代）の課題研究の一部を含むものである。

（はなざき・いくよ 本学教授）

